

議案第 1 2 5 号

前橋市公民館利用に関する条例の改正について

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公民館利用に関する条例の一部を改正する条例

前橋市公民館利用に関する条例（昭和 3 0 年前橋市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表大胡公民館の項を次のように改める。

大胡公民館	ホール	2, 3 7 0 円	3, 1 7 0 円	3, 1 7 0 円
	料理実習室	5 3 0 円	6 9 0 円	6 9 0 円
	会議室	4 8 0 円	6 4 0 円	6 4 0 円
	視聴覚室	4 3 0 円	5 9 0 円	5 9 0 円
	第 1 和室	4 3 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円
	第 2 和室	3 1 0 円	4 8 0 円	4 8 0 円
	造形創作室	3 7 0 円	4 8 0 円	4 8 0 円
	第 1 多目的室	4 3 0 円	5 3 0 円	5 3 0 円
	第 2 多目的室	2 1 0 円	2 6 0 円	2 6 0 円
	陶芸工作室	2 6 0 円	3 7 0 円	3 7 0 円

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。